

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	神村 健太郎
登録番号又は法人番号	10090415
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	神村行政書士事務所
事務所所在地	神奈川県藤沢市辻堂東海岸1-12-27~206
処分年月日	令和7年1月24日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、受託した複数の業務について、報酬を受け取っておきながら、業務を行わず、依頼者からの連絡にも応じず、返金を行うこともしていない。</p> <p>これらの行為は、何ら正当な事由なく当該業務の処理を行わず、依頼者に重大な経済的損失及び精神的損害を与えていることは明らかであり、当該事実は、行政書士法第10条（行政書士の責務）、行政書士法施行規則第6条（業務の公正保持等）、同第7条（業務取扱の順序及び迅速処理）に違反し、また、行政書士職務基本規則第36条（職務取扱の順序及び迅速処理）に違反する。</p> <p>このことは、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第2号の規定に該当するため、神奈川県行政書士会会則第15条第1項第3号の廃業の勧告の処分を行う。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法 第10条 行政書士法施行規則 第6条、第7条 行政書士職務基本規則 第36条 神奈川県行政書士会会則 第15条第1項第3号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第2条第4項第2号